

「個人情報保護マネジメントシステム実施ハンドブック」簡易版 第21章

個人情報保護監査研究会

第21章 是正処置及び予防処置

不適合が発見されたとき、また、不適合に発展すると思われる要因を発見した時、当該部門長は速やかに是正処置及び予防処置を講じる必要があります。

以下のPMS運用で、不適合が発見された時は、是正・予防処置を講じる必要があります。

a)	運用の確認
b)	内部監査
c)	緊急事態の発生
d)	外部機関による指摘
e)	苦情
f)	あらたなリスクを発見

不適合を発見した者は誰でも、「3801 是正・予防処置報告書」を個人情報保護管理者に提出することができます。

「3801 是正・予防処置報告書」 (一部)

3801 <input checked="" type="checkbox"/> 是正処置 <input type="checkbox"/> 予防処置 報告書		
不適合内容記入欄(発見者記入)		
<是正処置又は予防処置原因>	発見年月日:	201 年 月 日
<input type="checkbox"/> 運用の確認 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 緊急事態の発生 <input type="checkbox"/> 外部機関による指摘	発見者	部
<input type="checkbox"/> 苦情 <input type="checkbox"/> リスクの認識、分析及び対策 <input type="checkbox"/> その他の不適合:		
<不適合状況(客観的事実)> <input type="checkbox"/> 重大な不適合 <input type="checkbox"/> 軽微な不適合 <input type="checkbox"/> 懸念		
不適合発生部門:		
<不適合内容>		
	代表者確認	不適合発生部門責任者
	/ /	/ /

21.1 是正処置

すべての不適合は、「3801 是正・予防処置報告書」を用いて、以下の手順で対策を検討します。

	手順	備考
a)	不適合の内容を確認する。	代表者に報告する。
b)	不適合の原因を特定し、是正処置及び予防処置を立案する。	立案は代表者の承認を得る。
c)	期限を定め、立案した処置を実施する。	実施者は不適合発生部門
d)	実施した是正処置及び予防処置の結果を記録する。	
e)	実施した是正処置及び予防処置の有効性をレビューする。	代表者に報告する。

PMS の是正処置の過程で、規程や計画の見直しとなることが多いのですが、b)の段階で、根本的改善をめざすことが、確実な是正処置に繋がります。

a)不適合の内容を確認する。 b) 不適合の原因を特定し、是正処置及び予防処置を立案する。
 の段階は、PMSの責任者である代表者に報告もしくは承認が必要です。あらかじめ、代表者から権限を委譲された場合は、個人情報保護管理者が軽微な不適合であると判断した時に、代表者に代わって確認・承認を行うことができます。

「3801 是正・予防処置報告書」(一部)

改善実施記入欄(当該部門長記入)		
< 不適合の原因 >		報告者
		/ /
< 原因を除去するための是正処置案 >		実施期限 : 201 年 月 日まで
		立案者
		/ /
		代表者承認
		個人情報保護管理者
		/ /

e)実施した是正処置及び予防処置の有効性をレビューし、代表者への報告。
 の段階は省略することはできません。

代表者の指示	代表者	フォローアップ(個人情報保護管理者記入)
		<input type="checkbox"/> 不要
		<input type="checkbox"/> 有⇒実施予定: 201 年 月 日
	/ /	<input type="checkbox"/> 次回監査で確認

21.2 予防処置

是正処置とは、発見された不適合に対し改善することであり、予防処置とは、現在不適合となっていないが今後、不適合に発展すると思われる要因等を追求し、不適合の発生を未然に防ぐことです。

(未然防止)

この場合も、「3801 是正・予防処置報告書」を用いて予防処置を実施します。



次回は、「第 22 章 代表者による見直し」をご紹介します。> [目次へ](#)

個人情報保護監査研究会 <http://www.saaj.or.jp/shibu/kojin.html> 以上